

3 災害情報の収集・連絡関係

資料 3-1 被害状況報告等の様式

様式第1号 (概況速報)
(表1)

概 況 速 報			
災 害 の 名 称		災 害 発 生 日 時	
報 告 の 期 限		発 受 信 時 刻	
発 信 者	()	受 信 者	()

被 害 の 種 別	被 害 状 況	
	被害地域または場所	被 害 の 状 況
人 的 ・ 住 家 関 係		
農 業 関 係		
林 業 関 係		
公 共 土 木 施 設 関 係		
鉄 道 通 信 電 力 水 道 } 施 設 関 係		
そ の 他		
応急対策等の活動状 況急対策等の活動状 消防職員・消防団員 の出動状況等消防職		

様式第2号 (人的及び住家の被害)
(表2)

地域振興局
市 町 村

人的及び住家の被害状況報告 (発生 ・ 中間 ・ 確定)									
災害の名称		災害発生の日時							
災害発生の場所									
災害報告の期限		月	日	時	現在	発信機関及び発信担当者			
人的被害	死者	人		災害の概況					
		人							
	負傷者	人					災害発生原因		
		人							
	小計		人						
計		人							
住家の被害	全壊・全焼又は流出	棟	棟	の救援措置状況					
		世帯	世帯						
		人員	人						
	半壊又は半焼	棟	棟	災害適用の見込み救助法					
		世帯	世帯						
		人員	人						
一部破損	棟	棟	災害対策本部	名称					
	世帯	世帯		設置	月	日	時	分	
	人員	人		廃止	月	日	時	分	
床上浸水	棟	棟	ボランティア活動の状況						
	世帯	世帯							
	人員	人							
床下浸水	棟	棟	その他	消防職員出動延人員	人				
	世帯	世帯		消防団員出動延人員	人				
	人員	人							
非住家の被害 (全・半壊)		棟							

- 注) 1 「人的被害」欄の「負傷者・重傷」とは、一月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、一月未満で治療できる見込みのものとする。なお、その区分が不明な場合は『調査中』と記載し、負傷者の合計数を「小計」に記載すること。
- 2 「住家の被害」欄の「一部破損」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとする。
- 3 「住家の被害」欄の「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- 4 「住家の被害」欄の「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
- 5 「住家の被害」欄の「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下で接続している場合には2棟とすること。
- 6 「住家の被害」欄の各被害欄中、棟、世帯、人員欄のいずれかに記載がある場合で、記載された欄以外が不明な場合は『調査中』と記載すること。
- 7 「災害対策本部」欄には、災害対策基本法(昭和36年法律第228号)第23条の規定により設置した災害対策本部について記載すること。
- 8 「ボランティア活動の状況」欄には、ボランティアセンターの設置状況(設置の有無及び設置場所等)、ボランティアの活動状況(受入の有無、派遣の有無等)、その他関連事項を記載すること。

様式第2-1号 (避難準備情報・避難勧告・避難指示等 避難状況報告)
 (表2の1)

災害の名称				災害発生の日時				月	日	時			
報告の期限				月	日	時現在	発信時刻				月	日	時
発信者													
避難準備情報・避難勧告・避難指示の状況						避難場所等の状況							
発令日時 及び準備、勧告、指示の別	地区名	世帯数	人員	避難場所名	設置地区名	入所世帯数	入所人員						
合計				合計									

様式第5号 (農業関係被害)
(表5の1)

災害名	発生日時	月 日 時 分 ~ 日 時 分	発生日時	月 日 時 分
	発信機関 (発信者)		受信機関 (受信者)	

区分 項目	作物名	被害率30%未満		被害率30%以上		合計			主な被害地区 及び被害作物 の種類等
		面積	減収量	面積	減収量	面積	減収量	被害金額	
生産 物 被 害	水 稲								
	麦・雑穀・豆類								
	果 樹								
	野 菜								
	花 き								
	特用作物								
	桑								
	そ の 他								
	小 計								
	樹 体 被 害	果 樹							
その他()									
小 計									
	計								

区分 項目	施設名	園芸関係			その他			合計		
		件数	面積 (m ²)	被害金額	件数	面積 (m ²)	被害金額	件数	面積 (m ²)	被害金額
施設 関 係	建 物									
	温室(ガラス張)									
	プラスチックハウス									
	構 築 物									
	計									

区分 項目	種類名	被害量	被害金額	主な被害地区名	主な被害品目名
そ の 他	家 畜				
	畜 産 物				
	水産物(寒天含む)				
	加工品貯蔵品等				
	蚕 繭				
	計				
	被害農業者(家)数	戸	特別被害農業者(家)数	戸	

市町村別 被害の 状況	市町村名	被害面積	減収量	被害金額	市町村名	被害面積	減収量	被害金額	摘 要			
										合 計		
									市町村数			

(注) 記入単位は次のとおりとする。面積-ha、減収量・被害量-t・千本・個・頭・羽・箱、金額-千円

(表6の3)

3 林道被害状況（速報、概況、確定）

災害の名称
災害発生年月日

調査年月日
地域振興局名

(単位：m、千円)

速報 回数	市町村名	公 共				小 災				計				備 考	
		路線名	路線 数	箇所 番号	延 長	被害額	路線 数	箇所 番号	延 長	被害額	路線 数	箇所 番号	延 長		被害額
	合計														

(表6の4)

4 林産物および林産施設被害状況（速報、概況、確定）

災害の名称
災害発生年月日

調査年月日
地域振興局名

災 害 の 種 類	
災害の発生年月日	
被害調査年月日 被害発生地域 (市町村名)	

(1) 林産物被害

区 分			農 林 業 者									そ の 他						合 計				
			森林組合 同連合会		農業協同組 合同連合会		そ の 他 任意団体		個 人		計		中小企業等 協同組合		会社・個人		そ の 他			計		
			数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量			金額	数量	金額
木	立木 (m³)	天																				
		人																				
材	素材 (m³)																					
	製材 (m³)																					
	その他																					
	小 計																					
	薪 炭	薪炭原木 (m³)																				
木炭 (kg)																						
薪層積 (m³)																						
その他																						
小 計																						
特殊 林産物		しいたけ (kg)																				
	わさび (kg)																					
	竹材 (束)																					
	小 計																					
	合 計																					
被 災 者 数																						

- 注 1 木炭出荷調整対策事業による保管木炭が被害を受けた場合には木炭欄の内数として()書で示すこと。
 2 立木は利用伐期令級以上のものを記入する。
 3 被害者数等の欄は森林組合等の団体にあつてはその組合数、会社及び個人にあつては会社数及び戸数の実数を記入する。
 4 県有林(県行造林含む)の被害を、その他欄に内数として()書で示すこと。

(2) 林産施設被害

区 分		そ の 他																								合 計			
		中小企業等協同組合						会 社 ・ 個 人						そ の 他						計									
		全壊		半壊		計		埋積土砂量 (m ³)		全壊		半壊		計		埋積土砂量 (m ³)		全壊		半壊		計		埋積土砂量 (m ³)		計			
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	排土費	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	排土費	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	排土費	数量	金額	排土費	
木 材	木材倉庫 (棟)																												
	貯木場 (坪)																												
	綱場																												
	流送路 (km)																												
	木工 材施 加設	建物 (棟)																											
		器械 (点)																											
		計																											
木 炭	集運材施設																												
	木炭倉庫 (棟)																												
	炭窯 (基)																												
	木工 炭施 加設	建物 (棟)																											
		炭窯 (基)																											
		計																											
簡易搬送施設																													
特 殊 林 産 物	特殊林産倉庫 (棟)																												
	わさび育成施設 (坪)																												
	しいたけ育成施設 (坪)																												
	しいたけほだ木 (本)																												
	殊 産 工 特 物 施 林 加 設	建物 (棟)																											
		器械 (点)																											
計																													
合 計																													
被災者数等																													

注 1 堆積土砂量の欄は貯木場および流送路についてのみ記入する。
 2 被害者数等の欄は、中小企業等協同組合にあってはその組合数、会社、個人にあっては会社数及び戸数の実数を記入する。

(3) 林産物間接被害

区 分		農 林 業 者										そ の 他								合 計	
		森林組合 同連合会		農業協同組 合同連合会		そ の 他 任意団体		会社・個人		計		中小企業等 協同組合		会社・個人		そ の 他		計			
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額		
木 材	立木 (m ³)																				
	素材 (m ³)																				
	製材 (m ³)																				
	その他																				
	小 計																				
薪 炭	薪炭原木 (m ³)																				
	木炭 (kg)																				
	薪層積 (m ³)																				
	その他																				
	小 計																				
特殊 林産材	しいたけ (kg)																				
	わさび (kg)																				
	竹材 (束)																				
	小 計																				
合 計																					
被 災 者 数																					

注 1 道路の決壊、橋梁の破損、その他により運搬不能となった滞貨及び金額を記入する。
 2 被害者数等の欄は森林組合等の団体にあつてはその組合数、会社及び個人にあつては会社数及び戸数の実数を記入する。

(表6の6)

災害の名称

調査年月日

災害発生年月日

6 苗畑被害状況(速報、概況、確定)

地域振興局名

(1) 苗木被害報告

市町村	施 業 量						被 害 量						備考			
	樹種	ha 面積	本数(千本)				経営 者数	ha 面積	本数(千本)					被害率 % (B/A)	被害 金額	経営 者数
			1年生	2年生	3年生	計(A)			1年生	2年生	3年生	計(B)				
	すぎ															
	ひのき															
	合計															

- 注 1 施業量のうち1年生にあつては得苗見込本数を、2・3年生にあつては作付本数を記入すること。
 2 すぎさしきについては別欄とすること。
 3 被害面積は区域面積(付属地を含む)とすること。
 4 被害欄は上段に総被害量を記入し、下段に30%以上の被害量を()に内数で記入すること。
 5 被害金額については毎年知事が示す標準被害額に時期別修正係数を乗じて算定すること。

(2) 苗畑施設被害報告

市町村	項目	箇所数	被害数量	被害金額	復旧の種類	数量	単価	金額	備考
	被害の内容								
		()	()	()		()	()	()	

- 注 1 被害の内容は「畑地埋没」「畑地流失」「灌水施設破損」「堆肥舎倒潰」等と具体的に明記すること。
 2 一つの被害内容ごとに「土砂排除」「跡地整理」等復旧欄に明記すること。
 3 埋没流失の数量欄は、面積と耕土の流失埋没量(立米)を記入すること。
 4 数量金額は、上段に総数金額を記入し、下段に30%以上の被害量を()に内数で記入すること。

(表6の7)

災害の名称

調査年月日

災害発生年月日

7 共同利用施設等被害状況(速報、概況、確定)

地域振興局名

市町村名	導入年度	事業主体	施設名	事業費	被害数量	単位	被害額	備考
				千円			千円	
	計							

様式第7号（土木関係被害）
（表7の1）

被 害 総 括 表

（単位：千円）

区 分	前 回 ま だ の 報 告 分						今 回 報 告 分				年 間 の 合 計	
	自 月 日 至 月 日	異 常 気 象 名	自 月 日 至 月 日	異 常 気 象 名	自 月 日 至 月 日	異 常 気 象 名	自 月 日 至 月 日	異 常 気 象 名	自 月 日 至 月 日	異 常 気 象 名		
	箇 所 数	金 額	箇 所 数	金 額	箇 所 数	金 額	箇 所 数	金 額	箇 所 数	金 額	箇 所 数	金 額
県 工 事	河 川											
	砂 防											
	地すべり											
	急 傾 斜											
	道 路											
	橋 梁											
	計											
市 町 村 工 事	河 川											
	道 路											
	橋 梁											
	計											
合 計	河 川											
	砂 防											
	地すべり											
	急 傾 斜											
	道 路											
	橋 梁											
	計											

(表7の6)

雪崩災害報告						
事務所名 ()			第 報 (月 日 時現在)			
0ふりがな 場 所	郡町 大字 市村		0ふりがな 区 名			
発生日時	月 日 時		雪崩危険箇所点検番号			
気 象 状 況	雪崩発生時の天候		晴・曇・雨・雪・みぞれ			
	雪崩発生時の積雪深	cm	観測所名	観測所との距離	観測所との標高差	
	雪崩発生時の気温	℃				
	雪崩発生時の降雪深	cm				
保 全 対 象	人 家 戸 公共的建物 公共的施設		斜面の向き	北・北東・東・南東・南・南 西・西・北西		
斜高の高さ			概況平面図		縦断図	
植生の状況						
雪崩の状況	拡大等の見込み					
	雪崩の種類	表層・全層				
	高さ					
	幅					
	雪崩雪量					
	発生区の傾斜度					
	走路の長さ					
	見通し勾配					
被害の状況	死者・負傷者数	有・無	死者名	行方不明者名	負傷者名	
	住宅被害	有・無	全壊戸	半壊戸	一部破損戸	
	公共的建物被害	有・無				
	その他の建物被害	有・無				
	その他の概況					
避難対策及び 警戒避難状況	応急対策					
	避難状況					
	地域防災計画記載					
適用法令等の 施行状況	法 令 等	有無	法 令 等	有無		
	急傾斜地崩壊危険区域		急傾斜地崩壊危険実態調査箇所	箇所番号		
	建築基準法による災害危険区域		宅地造成工事規制区域			
	地すべり防止区域(農・林・土)		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域			
	砂防指定地		旧住宅地造成事業に関する法律の適用区域			
	保安林		宅地基準条例の適用区域			
	災害対策基本法防災計画区域		そ の 他			
備 考						
受信者		送信者氏名		受信者氏名		

様式第8号（都市施設被害）
（表8の1）

都市施設被害状況報告										中間 確定	
災害の名称							災害発生日時		年 月 日 時		
災害発生場所											
報告の期限			月 日 時現在		発受信時刻		日 時 分				
発信者			()				受信者		()		
種別	区分		か所数	被害面積又は延長等		被害金額(千円)		復旧金額(千円)		摘要	
都市施設災害	街 路										
	都 市 公 園										
	都 市 排 水 路										
	道 公 共 下 水	排 水 施 設									
		ポ ン プ 場 施 設									
		処 理 施 設									
	区 画 整 理	街 路									
		公 園 緑 地									
		水 路									
	防空壕・その他										
堆 積 土 砂											
合 計											
建物災害及び損害面積	区 分		住家(戸)	非住家(戸)	計(戸)	区 分		面積(ha)	摘 要		
	全 壊					市街地被害面積					
	半 壊					その他被害面積					
	流 失					計					
	床 上 浸 水					全市街地面積					
	床 下 浸 水										
状況	発火	月 日 時 分			鎮火	月 日 時 分			被災か所		
	風向		風速	最大	m/sec	平均	m/sec	湿度	%		
建 消 失 災 害 及 び 積 積	区 分		住家(戸)	非住家(戸)	計(戸)	区 分		面積(ha)	摘 要		
	全 壊					全 市 街 地					
	半 壊					被 災 面 積					
	計										
備考	1 土地区画整理事業を施行する必要がある(ある・ない・不明)										
	2 都市計画との関連()										

様式第9号（水道施設被害）

（表9の1）

水道施設被害状況報告		中間 確定		
災害の名称		災害発生日時	月 日 時	
災害発生場所				
報告の期限	月 日 時現在	発受信時刻	日 時 分	
発信者	()	受信者	()	
水道の名称		給水区域及び 現在給水人口	(戸 人)	
被害給水区域 及び被害給水 人口	(戸 人)			
被害の状況		被害金額		
応急措置及び 給水現状				
給水応援		消毒機械及び薬品応援	復旧資材労務応援	技術応援
緊急 応援 の 要 否	給水車 両/日 m ³ 分	乾式注入能力 g/h 機		
	ろ水器 両/日 m ³ 分	湿式 g/h 機		
	自衛隊給水班要請/ 日 m ³ 日間	簡易滅菌機 g/h 機		
	水道から応急給水 日 m ³ 分	液体塩素 kg入 本		
	日間	さらし粉高度 普通 500 g 本		
	必要なし	必要なし		

様式第10号（廃棄物処理施設被害）

（表10の1）

廃棄物処理施設		〔ごみ・し尿・ 下水道終末処理〕		被害状況報告		〔中間 確定〕	
災害の名称		災害発生日時		月	日	時	
災害発生場所							
報告の期限	月	日	時現在	発受信時刻	日	時	分
発信者	()		受信者	()			

被害施設名			
被害の区域 および処理人口			
被害の状況			
被害額	千円	千円	千円
応急措置の現況			
災害救助の有無			
その他必要な事項			

様式第11号（感染症関係）
（表11の1）

感染症関係報告			中間 確定
災害の名称		災害発生日時	月 日 時
災害発生場所			
報告の期限	月 日 時現在	発受信時刻	日 時 分
発信者	()	受信者	()

	項目 病名	発生患者等数				備考
		患者	疑似	無症状 病原体 保有者	計	
感 染 症						
備 考						

様式第12号（医療施設被害）
（表12の1）

医療施設被害状況報告			中間 確定	保健所名
災害の名称		災害発生日時	月	日 時
報告の期限	月 日 時現在	発受信時刻	日	時 分
発信者	()	受信者	()	

区分	施設名	経営主体	所在地	被害の程度					被害額	復旧に要する経費
				全壊 全焼	流失	半壊 半焼	浸水	その他		
(病院)				棟	棟	棟	棟	棟	千円	千円
(診療所)										
合 計										

- 注：1 本表は、保健所が管内の各施設の状況を県医療政策課に報告する場合に用いる。
注：2 各施設ごとの詳細な被害状況は別案にして添付すること。
注：3 被害施設がへき地出張診療所の場合は、経営主体欄にその旨を記載すること。

様式第13号（商工関係被害）

（表13の1）

商工関係被害状況報告							中間 確定	
災害の名称			災害発生日時		年 月 日 時			
災害発生場所								
報告の期限			月 日 時現在		発受信時刻		日 時 分	
発 信 者			()		受 信 者		()	
被害区分			業種区分					
			鉱工業	商 業	サービス業	その 他	計	
組合・団体以外の事業所	建物の被害 (ア)	全 壊	棟数(棟)					
			損害額(千円)					
		半 壊	棟数(棟)					
			損害額(千円)					
	の そ の 他 の 被 害	棟数(棟)						
		損害額(千円)						
	土地の被害 (イ)		損害額(千円)					
	(ア)(イ)以外の有形固定資産の被害		損害額(千円)					
製品・仕掛品・原材料の損害		損害額(千円)						
事業協同組合・商工組合・協業組合の被害			件数(件)					
			損害額(千円)					
商工会議所・商工会の被害			件数(件)					
			損害額(千円)					
小 計			損害額(千円)					
除雪・排水等の災害対策に要した経費(千円)								
その他災害の発生により生じた損害額(千円)								
損 害 額 総 計 (千 円)								
被 害 件 数 (事 業 (務) 所 数)								

- 注：1 事業協同組合、商工組合、協業組合の被害とは、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項の規定による中小企業団体についての物的被害とする。
- 2 その他災害の発生により生じた損害額とは季節的商品の出荷遅延による価格の減少等をいう。
- 3 住宅と営業に供している建物とが同一建物である場合は、営業用建物部分についての被害を記入するものとする。ただし、被害態様が住宅部分と営業用建物部分とに区別することが困難な場合は、かっこ外書きにする。
- 4 業種区分別の「その他」には指定公共機関及び指定地方公共機関に係る被害を除くものとする。
- 5 大企業に関する被害については、内訳（大企業分としてまとめ）を別紙に記載する。

様式第14号（観光施設被害）

（表14の1）

観光施設被害状況報告										中間 確定	
災害の名称			災害発生日時				年 月 日 時				
災害発生場所											
報告の期限			月 日 時現在		発受信時刻			日 時 分			
発 信 者			()				受 信 者			()	
1 土木施設（遊歩道・つり橋等）											
区 分	県 工 事		市町村工事		そ の 他		計				
	か所	被害額	か所	被害額	か所	被害額	か所	被害額	か所	被害額	
道 路		千円		千円		千円		千円		千円	
橋 梁											
計											
2 一般観光地建物等											
建 物 そ の 他	区 分	県 有 施 設		市町村施設		国民宿舎・旅館等		そ の 他 施 設		計	
		件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
	全 壊		千円		千円		千円		千円		千円
	半 壊										
	その他										
計											

様式第15号（教育関係施設被害）
（表15の1）

教育関係施設被害状況報告					〔中間確定〕		報告者		
災害の名称		災害発生日		年 月 日		災害発生場所			
施設の種別		報告の時限		年 月 日 時現在		発信者		受信者	

発受信日時	災害発生日時	市町村名	施設の名称	建 物					工作物 被害金額	土地 被害金額	設 備 被害金額	被 害 額 合 計	被害状況
				要 新 築		要 補 修		計					
				全 壊	半 壊	大破以下	被害金額						
面積 ㎡	金額 千円	面積 ㎡	金額 千円	金額 千円	金額 千円								
日 :	日 :												

注：1 本表は、すべての教育施設の被害について使用するものであること。
 注：2 公立小中学校施設の被害の場合で、本年を含む前6年以内に合併があった市町村は、施設の名称欄を二段書とし、学校名の下へ学校所在地の旧市町村名を（ ）書で記入すること。
 3 文化財は、国、県の指定分についてのみ記入すること。
 4 本表は、市町村、施設の管理者及び設置者が関係機関に報告する場合に用いる。

様式第17号（市町村有財産被害）

（表17）

市町村有財産被害状況報告		中間 確定	市町村名
災害の名称		災害発生日時	年 月 日 時
報告の期限	月 日 時現在	発受信時刻	日 時 分
発 信 者	()	受 信 者	()

この報告内容には、他の報告系統によるものはすべて含まれない。

建 物 被 害	施設の別	発生数(計)	全壊(流失)	半 壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	被害額	備考	
	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	千円		
	小計									
公 共 土 木 施 設 被 害 (市町村単災のみ)	種 別	発生数	被 害 状 況				被害額	備考		
	河 川	か所					千円			
	道 路									
	橋 梁									
	小計									
そ の 他	種 別	発生数	被 害 状 況				被害額	備考		
		か所					千円			
	計	—								

注：1 本表は、市町村から地域振興局に、及び地域振興局から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。

様式第18号（公益事業関係被害）

（表18）

公益事業関係被害状況報告		中間 確定	機関名
災害の名称		災害発生日時	年 月 日 時
災害発生場所			
報告の期限	月 日 時現在	発受信時刻	日 時 分
発 信 者	()	受 信 者	()

区 分		災害発生数・被害程度数	被 害 額 千円
被 害 状 況	建物等		
	被害箇所		
	不通箇所		
応急措置・その他			

注： この表は、鉄道・通信・電力・ガス関係の被害について、各関係機関から県危機管理・消防防災課に報告する場合に用いる。

様式第19号
第1号様式
(火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者名	

火災種別	1.建物 2.林野 3.車両 4.船舶 5.航空機 6.その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用途			事業所名(代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)		人	死者の 生じた 理由0		
	負傷者	重症 中等症 軽症	人 人 人			
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼損程度	焼損棟数	全焼 半焼 部分 ぼや	棟 棟 棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他			人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

様式第19号の2
第2号様式（特定の事故）

事故名 1. 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2. 危険物に係る事故
3. 原子力施設等に係る事故
4. その他特定の事故

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者名	

事故種別	1. 火災 2. 爆発 3. 漏えい 4. その他 ()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、第二種、その他			
発生日時	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
(覚知日時)	(月 日 時 分)	鎮火 (処理完了) 日時	月 日 時 分		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. R I 等 7. その他 () 物質名				
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高圧混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ()				
施設の概要		危険物施設の区分			
事故の概要					
死傷者	死者 (性別・年齢)		負傷者数 人		
	計 人		重症 人 中等症 人 軽症 人		
消防防災活動状況 及び 救急・救助活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業者	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部 (署)	台		
		消防団	台		
		海上保安庁	人		
		自衛隊	人		
その他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

様式第20号 (警察調査被害)

(表20)

災 害 発 生 状 況 表 (月 日 時 分現在)

被害種別		署 別	長 野 県	飯 山	中 野	須 坂	長 野 南	千 曲	上 田	丸 子	望 月	小 諸	佐 久	軽 井 沢	南 佐 久	茅 野	諏 訪	岡 谷	伊 那	駒 ヶ 根	飯 田	阿 南	木 曾	塩 尻	松 本	安 曇 野	大 町	小 計	累 計			
人的被害	死 者 (人)																															
	行方不明者																															
	負 傷 者																															
建物被害	住家被害	全 壊 (むね)																														
		半 壊																														
		流 出																														
		全 焼																														
		半 焼																														
		床上浸水																														
		床下浸水																														
	一部破損																															
非住家被害																																
耕地被害	水田	流失、埋設 (ha)																														
		冠 水																														
	畑	流失、埋設																														
		冠 水																														
道 路 損 壊 (箇所)																																
橋 梁 流 出																																
堤 防 決 壊																																
山 (がけ) くずれ																																
鉄 (軌) 道被害																																
通信施設被害回線 (回線)																																
木 材 流 出 (立米)																																
山 林 焼 失 (ha)																																
罹 災 世 帯 数																																
罹 災 者 概 数																																
出 動 警 察 官 数																																
発 生 件 数																																
備 考																																

様式第 2 1 号 (被害状況総合)
 (表 2 1 の 2)災害概況即報
 (消防庁第 4 号様式(その 1))

消防庁受信者氏名 災害名 (第 報)	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市 町 村 (消防本部名)	
	報告者名	

災害の概況	発生場所			発生日時	年 月 日 時 分		
被害の状況	死傷者	死者 人	不明 人	住 家	全 壊 棟	一部破損棟	
		負傷者 人	計 人		半 壊 棟	床上浸水棟	
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)			(市町村)		

(注) 第一報については、原則として、覚知後30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記載して報告すれば足りること。)

資料 3-2 既存通信施設一覧

市内主要無線局

番号	名 称	設 置 場 所	電話番号
1	大町警察署	大町市大町2895	22-0110
2	国土交通省北陸地方整備局 大町ダム管理所	大町市平字ナロヲ大クボ2112-71	22-4511
3	国土交通省北陸地方整備局 松本砂防事務所 高瀬川出張所	大町市大町5032-12	22-0650
4	北アルプス地域振興局	大町市大町1058-2	22-5111
5	北アルプス広域消防本部	大町市大町4724-1	22-0119
6	NTT東日本 長野大町サービスセンター	大町市大町4290	22-2323
7	中部電力パワーグリッド株式会 社大町サービスステーション	大町市大町3214-1	0120-984-665
8	東京電力ホールディングス株式 会社リニューアブルパワー・カン パニー高瀬川事業所	大町市平1904-5	22-1260
9	アルプス第一交通株式会社	大町市大町3168	22-0720
10	信州名鉄交通株式会社大町支店	大町市大町4306-1	23-2323
11	大町市防災行政無線	大町市大町3887	22-0420
12	大町市上下水道課	大町市大町3887	22-0810
13	大町市八坂支所	大町市八坂1108-1	26-2001

衛星電話番号一覧

番号	名 称	電話番号 ☆:庁内電話31・防災電話1
1	大町市 危機管理課 (宿直室切替)	☆-571- 79
2	〃 危機管理課 (防災FAX)	☆-571-8-515
3	〃 宿直室	☆-571-8-408
4	〃 企画財政課	☆-571-8-521
5	〃 税務課	☆-571-8-445
6	〃 市民課	☆-571-8-422
7	〃 生活環境課	☆-571-8-461
8	〃 福祉課	☆-571-8-411
9	〃 農林水産課	☆-571-8-662
10	〃 観光文化課	☆-571-8-561
11	〃 まちづくり産業課	☆-571-8-541
12	〃 建設課	☆-571-8-671 ☆-571-8-691
13	〃 上下水道課	☆-571-8-724
14	〃 上下水道課	☆-571-8-711
15	〃 教育委員会	☆-571-8-611
16	〃 議会事務局	☆-571-8-581
17	北アルプス広域消防本部 総務課	☆-575-8- 27 ☆-575-8- 37 ☆-575-8- 47

災害時優先電話番号一覧

番号	施設名称等	設置場所	電話番号	
1	大町市役所 危機管理課	大町市大町 3 8 8 7	22-0392	
2	上下水道課		23-7733	
3	福祉課		22-4700	
4	市民課		22-0643	
5	農林水産課		22-6742	
6	上下水道課		22-0951	
7	八坂支所		大町市八坂 1 1 0 8 - 1	26-2003
8	美麻支所		大町市美麻 1 1 8 1 0 - イ	29-2311
9	総合福祉センター	大町市大町 1 1 2 9	22-1501	
10	中央保健センター	大町市大町 1 0 5 8 - 1 3	23-4400	
11	社会就労センター	大町市社 5 8 9 2 - 6	22-1736	
12	美麻福祉企業センター	大町市美麻 9 5 9 6 - 1	29-2038	
13	市立大町総合病院	大町市大町 3 1 3 0	22-0415	
14			22-3702	
15			23-5551	
16			22-5076	
17	あゆみ園	大町市八坂 1 1 0 9 - 1 1	26-2824	
18	大町市国保八坂診療所	大町市美麻 1 1 8 1 0 - イ	29-2015	
19	大町市国保美麻診療所			
20	市立はなのき保育園	大町市大町 3 5 0 4 - 9	22-0675	
21	市立あすなろ保育園	大町市常盤 3 6 0 1 - 1 8	22-0727	
22	市立しらかば保育園	大町市平 9 3 6 5 - 3	22-1667	
23	市立くるみ保育園	大町市大町 5 5 6 0 - 2 5	22-5142	
24	市立どんどろ保育園	大町市社 4 6 8 2 - 2 6	22-2002	
25	市立たけのこ保育園	大町市八坂 1 0 7 3	26-2018	
26	市立みあさ保育園 (休園中)	大町市美麻 1 1 7 8 0 - 8	29-2636	
27	市立大町西小学校	大町市大町 4 7 7 3 - 3	22-0019	
28	市立大町北小学校	大町市大町 5 8 0 6 - 8	22-0740	
29	市立大町南小学校	大町市常盤 3 5 4 3 - 1	22-0521	
30	市立大町東小学校	大町市社 6 7 0 0	23-3174	
31	市立八坂小中学校	大町市八坂 1 0 9 0 (前期課程校舎) 大町市八坂 1 1 6 4 8 (後期課程校舎)	26-2010 26-2020	
32	市立美麻小中学校	大町市美麻 2 7 5 0 3	29-2004	
33	旧市立第一中学校	大町市大町 4 5 2 8	22-1262	
34	市立大町中学校	大町市大町 3 7 5 9	22-0290	
35	北アルプス広域大町消防署	大町市大町 4 7 2 4 - 1	22-0119	

衛星携帯電話一覧表

番号	設置場所	電話番号	備考
1	大町市役所 危機管理課	080-8864-2428	NTTドコモ
2		001-010-8816-234-5231	KDDI
3		001-010-8816-234-5232	
4	八坂支所	080-8864-2429	NTTドコモ
5	美麻支所	080-8864-2430	

災害時用公衆電話（特設公衆電話）一覧

（令和6年3月現在）

番号	施設名称等	設置場所
1	大町公民館・文化会館	大町1601-2
2	フレンド・プラザ大町	大町1601-2
3	旧大町第一中学校	大町4528
4	くるみ保育園	大町5560-25
5	大町中学校	大町3759
6	大町北小学校	大町5806-8
7	大町西小学校	大町4773-3
8	はなのき保育園	大町3504-9
9	大町公民館分室	大町1058-13
10	ラーバン中綱	平19862-1
11	ゆ〜ふる木崎湖	平10639-1
12	B&G 海洋センター体育館	平10352-2
13	平公民館・女性未来館ピュア	平10352-1
14	しらかば保育園	平9365-3
15	上原の湯	平1955-446
16	大町市運動公園総合体育館	常盤5638-44
17	大町南小学校	常盤3543-1
18	常盤公民館	常盤3601-18
19	ふれあいプラザ	常盤3546-33
20	大町東小学校	社6700
21	どんぐり保育園	社4682-26
22	社公民館	社3945-2
23	八坂小中学校（前期課程校舎）	八坂1090
24	八坂小中学校（後期課程校舎）	八坂11648
25	八坂レクリエーションハウス	八坂14850-69
26	二重屋内ゲートボール場	美麻8410
27	美麻総合福祉センター	美麻11810-イ
28	美麻小中学校	美麻27053
29	ふれあいセンター	美麻16956-1
30	ぼかぼかランド美麻	美麻16784
31	八坂総合福祉センター	八坂1128
32	情報コミュニティセンター アキツ	八坂1133-1
33	ふれあいセンターさざなみ	八坂15719
34	大町温泉郷森林劇場	平2860-5
35	八坂総合福祉センター	八坂1128

資料 3-3 同報系防災行政無線設置箇所一覧

(令和6年1月現在)

番号	施設名称等	設置場所
1	大町市営駅前駐車場	大町市大町3227-12
2	大新田資機材倉庫	大町市大町7016-3
3	宮田町公民館	大町市大町5488-1
4	社会就労センター	大町市社5892-2
5	借馬団地	大町市平5371-2
6	上一市営住宅	大町市常盤5844-3
7	西山住宅	大町市常盤2115-33
8	常盤南住宅	大町市常盤2380-1
9	相生町公民館	大町市大町1272-7
10	旧第一中学校	大町市大町7576-3
11	北小学校	大町市大町5806-4
12	松原団地集会所	大町市常盤5801-110
13	大新田道路敷地	大町市大町6875-23
14	西小学校	大町市大町4731-6
15	アルプスニュータウン	大町市常盤3520-130
16	大町病院旧医師住宅	大町市平9626-2
17	大原団地	大町市大町5562-2
18	野口公民館	大町市平430-4
19	海ノ口公民館	大町市平13192-1
20	西海ノ口集会所	大町市平15385-3
21	稲尾公民館	大町市平12728-1
22	二ツ屋生活改善センター	大町市平2595-44
23	源汲生活改善センター	大町市平3694-1
24	大町温泉郷旧森林劇場	大町市平2860-11
25	上原の湯	大町市平1955-446
26	大町エネルギー博物館	大町市平2112-38
27	大原町公民館	大町市大町6046-6
28	借馬公民館	大町市平6127-2
29	いものしはら広場	大町市大町5723-1
30	神栄町公民館	大町市大町2667-29
31	大町中学校	大町市大町3759
32	東小学校	大町市社6699-6
33	泉公民館	大町市常盤5211-3
34	柿ノ木集会所	大町市常盤1324-1
35	供養塔	大町市常盤3629-4
36	上一市道敷地	大町市常盤4726-29
37	西山公民館	大町市常盤176-3
38	青島公園	大町市社4682-214
39	山下集落センター	大町市社4952-2
40	館之内公民館	大町市社5672-2
41	曾根原生活改善センター	大町市社2866-4
42	宮本公民館	大町市社1138-1
43	三日町道路敷	大町市大町581-3
44	西原生活改善センター	大町市平8000-57

番号	施設名称等	設置場所
45	木中生活改善センター	大町市常盤3360-15
46	清水公民館	大町市常盤653-1
47	小海戸生活改善センター	大町市常盤2661
48	須沼公民館	大町市常盤9595
49	大町駅前ロータリー	大町市大町3202-4先
50	相川基幹センター	大町市八坂18610-チ1
51	大平マレット休憩所	大町市八坂1321
52	明野農集排施設	大町市八坂833-3
53	横瀬生活改善センター	大町市八坂2448-1
54	石原基幹センター	大町市八坂菖蒲8615
55	切久保公民館	大町市八坂8445
56	宮の尾基幹センター	大町市八坂7327-2
57	一の瀬基幹センター	大町市八坂11049-1
58	小菅農家改善センター	大町市八坂13111-1
59	笹尾道路敷	大町市八坂6292
60	小松尾道路敷	大町市八坂5390
61	塩の貝道路敷	大町市八坂1970
62	押の田道路敷	大町市八坂7695
63	曾山	大町市八坂9265-ロ
64	旧美麻支所	大町市美麻11060-ロ
65	新行高齢者センター	大町市美麻14003-2
66	二重公民館	大町市美麻9035-1
67	宮村集会所	大町市美麻8061-2
68	北村集会所	大町市美麻2642-1
69	鹿島槍スキー場	大町市平4976-1
70	堂崎観音敷地	大町市平20987-2
71	加蔵生活改善センター	大町市平22504-4
72	中之崎集会所	大町市美麻29742-18
73	千見神明宮社務所	大町市美麻25786-1
74	川手集落基幹センター	大町市美麻20960-1
75	三百地	大町市美麻26580
76	満仲農家生活改善センター	大町市八坂3907-1
77	菅の窪基幹センター	大町市八坂4444
78	藤集会所	大町市美麻12747-1
79	池の平集会所	大町市美麻15741
80	一字田集会所	大町市美麻17286-2
81	花尾集会所	大町市美麻16819-1
82	片岡集会所	大町市美麻24641
83	米山生活改善センター	大町市美麻19230
84	日向生活改善センター	大町市美麻19494
85	塩ノ川生活改善センター	大町市美麻19846
86	池の平もえぎ協同作業所	大町市八坂14355-3
87	地志原道路敷	大町市八坂15039-7
88	瀬口バス停下	大町市八坂25210
89	上笹生活改善センター	大町市八坂15732-1
90	船場集会所	大町市八坂15730-4

番号	施設名称等	設置場所
9 1	栃沢生活改善センター	大町市八坂 1 7 8 2 1 - 4
9 2	福祉センター	大町市大町 1 1 2 9 総合福祉センター
9 3	文化会館	大町市大町 2 1 6 3 8 - 1 大町市文化会館
9 4	常盤	大町市常盤 3 6 0 1 - 1 8 常盤公民館
9 5	運動場	大町市常盤 5 6 3 3 - 1 8 大町市運動公園
9 6	平	大町市平 1 0 3 5 2 - 1 平公民館
9 7	鹿島	大町市平 8 3 5 3 - 1 鹿島生活改善センター
9 8	西公園	大町市大町 4 6 8 7 西公園
9 9	消防本部	大町市大町 4 7 2 4 - 1 北ルプス広域消防本部
1 0 0	社	大町市社 3 9 4 5 - 2 社公民館
1 0 1	八坂支所	大町市八坂 1 1 0 8 - 1 八坂支所
1 0 2	八坂小中学校	大町市八坂 1 1 6 5 6 - ロ - 2 八坂小中学校
1 0 3	高齢者センター	大町市美麻 3 3 6 6 大塩高齢者センター
1 0 4	中綱	大町市平 1 9 8 6 3 - 1 ラーバン中綱
1 0 5	千見	大町市美麻 2 6 0 0 9 - 3 千見公民館
1 0 6	美麻支所	大町市美麻 1 1 8 1 0 - イ 美麻支所
1 0 7	野平	大町市八坂 2 5 3 2 5 野平生活改善センター
1 0 8	社公園	大町市社

資料 3-4 防災相互通信用無線局設置機関一覧表

(令和6年1月1日現在)

免許人名	局数 (158.35MHz)				局数 (466.775MHz)			
	基地局	陸上移動局	携帯基地局	携帯局	基地局	陸上移動局	携帯基地局	携帯局
長野県	1	16	2	5				1
警察庁		16						
総務省		1				1		
国土交通省		0		0				
長野市	1	16				595		
松本市		0				408		
上田市		1				1		
飯田市		12			1	98		
須坂市	1	0			0	0		
小諸市	0	0			0	0		
伊那市		11			0	0		
駒ヶ根市					1	43		
中野市		2			0	0		
大町市	3	54						
飯山市		0			0	1		
茅野市		1				2		
塩尻市						0		
佐久市					0	0		
千曲市					0	0		
東御市					0	0		
安曇野市	0	0						
小海町	0	0						
佐久穂町					0	0		
川上村					0	0		
南牧村	0					0		
南相木村								
北相木村								
軽井沢町					0	0		
御代田町					0	0		
立科町								
長和町					0	0		
青木村					0	2		
下諏訪町	0				0	58		
富士見町					0	30		
原村					0	3		
辰野町					0	2		
南箕輪村								
中川村	0	0						
宮田村					0	0		
松川町	0	0			0	0		
高森町					0	0		
阿南町						0		
阿智村					0	0		
平谷村						0		
根羽村		0						
売木村						0		
天龍村						0		
喬木村								
豊丘村		0			0	0		
大鹿村	0	0						
上松町		0						
南木曾町	0	0						

免許人名	局数 (158.35MHz)				局数 (466.775MHz)			
	基地局	陸上移動局	携帯基地局	携帯局	基地局	陸上移動局	携帯基地局	携帯局
木曾町		0				0		
大滝村	0	0						
大桑村		0						
生坂村		0						
山形村					0	0		
朝日村					0	0		
筑北村		0						
池田町						0		
白馬村	0	0						
小谷村					0	0		
坂城町					0	0		
小布施町					0	0		
高山村					0	0		
木島平村					0	0		
飯綱町								
栄村		0						
佐久広域連合	1	0						
上田地域広域連合	1	41						
諏訪地域広域連合	0	7				13		
伊那消防組合	1	0						
伊南行政組合	0	1						
南信州広域連合	0	4						
木曾広域連合		3						
松本広域連合	1	8				408		
北アルプス広域連合	0	3						
千曲坂城消防組合	0	3						
岳南広域消防組合	0	2						
岳北広域行政組合	0	3						
日本赤十字社		12		5				
中部電力(株)	0	1						
東京電力(株)		19		0				
関西電力(株)	1	25						
長野都市ガス(株)		2						
東海旅客鉄道(株)		1		0				
信越放送(株)	1							
合計	6	132	0	5	2	1,665	0	1

資料 3-5 非常通信の内容

非常通信における通報（以下非常通報という。）の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものとする。

1. 人命の救助に関するもの
2. 天災の予警報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の状況に関するもの
3. 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
4. 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
5. 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
6. 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
7. 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
8. 遭難者救護に関するもの
9. 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
10. 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他の緊急措置に関するもの
11. 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互に発受する災害救援その他緊急措置に関する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
12. 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

資料 3-6 非常取り扱い及び緊急扱い通話（電報を含む）の内容等

(NTT東日本株)

1. 非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り、取り扱います。

非常通話の内容	機関等
1. 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
2. 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
3. 災害の予防又は救護のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4. 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含みます。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5. 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6. 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7. 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8. 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

2. 緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り、取り扱います。

非常通話の内容	機関等
1. 火災、集団疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間(前項の表中8欄に掲げるものを除きます。) (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
2. 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
3. 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間

非常通話の内容	機関等
4. 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	次項の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
5. 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又地方公共団体の機関〔前項の表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。〕相互間

3. 新聞社等の基準

区分	基準
1. 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2. 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3. 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース〔1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。〕を供給することをおもな目的とする通信社

資料 3-7 大町市における協力に関する協定

大町市（以下「甲」という。）は、大町市内郵便局（代表局 大町郵便局、交渉窓口局 大町北郵便局）及び穂高郵便局（以下「乙」という。）と、地域における協力に関する協定及び災害発生時における協力に関する協定を、次のとおり締結する。

【地域における協力に関する協定】

（目的）

第1条 この協定は、大町市住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するため甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、大町市内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) 高齢者、障害者（障がい者）、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合
- (2) 道路、河川、橋梁等の異状を発見した場合
- (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合

2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実を第三者に開示しないものとする。

（免責）

第3条 乙は、前条第1項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

【災害発生時における協力に関する協定】

（定義）

第4条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第5条 甲及び乙は、大町市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供
（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項（注）
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常拡及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（注） 避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第6条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第7条 第5条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第8条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 大町市 消防防災課長

乙 日本郵便株式会社 大町郵便局長

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第12条 これら協定の有効期間は、平成30年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申し出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

これらの協定を証するため、本書4通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年 7月25日

甲 長野県大町市大町 3887
大町市長 牛越 徹

乙 長野県大町市大町 3209
大町郵便局長 原 直俊

長野県大町市大町 2249-1
大町北郵便局長 降旗 操

長野県安曇野市穂高 5617-1
穂高郵便局長 中沢 雅巳

資料 3-8 災害時における臨時災害放送局開設運用の支援に関する協定書

大町市（以下「甲」という。）と日本ケーブルテレビ連盟信越支部（以下「乙」という。）は、大規模災害等により甚大な被害が発生した場合における臨時災害放送局（以下「臨災局」という。）開設運用の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大町市内において大規模災害が発生した場合に開設する臨災局の運用について必要な事項を定め、迅速に本市域に密着した緊急の情報を住民に提供することにより、被害の軽減を図り、もって住民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「大規模災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象又は大規模な火災若しくは爆発その他の状態をいう。
- (2) 「臨時災害放送」とは、放送法第八条及び放送法施行規則第七条第二項第二号に規定された放送をいう。

（臨災局の開設）

第3条 甲は、住民に対して災害関連情報の伝達手段として臨災局の開設が必要であると判断した場合に、甲を開設の主体として免許申請を行うものとする。

（運用）

第4条 甲の臨災局の開設が許可された場合、甲は乙に対しその運用を委託する事ができるものとし、乙はそれを受託するものとする。

- 2 乙は、災害関連情報の放送を行う場合は、甲からの要請に基づき地域に密着した災害関連情報の放送を行うものとする。
- 3 臨災局の放送終了については、甲乙において協議の上、決定するものとする。

（費用負担等）

第5条 臨災局の運用について発生した費用は、甲が負担するものとし、乙は臨災局運用に掛かる経費の算出根拠に基づき甲と協議のうえ請求するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、臨時災害放送の円滑な実施を図るため連絡責任者を置くものとし、変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（協定の期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲又は乙から異議申立てのないときは、協定期間は1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めがない事項又はこの協定の実施について疑義が生じた事項については、甲乙が誠意をもって協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年10月17日

(甲) 長野県大町市大町3887

長野県大町市

大町市長 牛越 徹

(乙) 新潟県上越市西城町2丁目2番27号

日本ケーブルテレビ連盟信越支部

信越支部長 齋藤 俊幸

資料 3 - 9

災害に係る情報発信等に関する協定

大町市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第 1 条（本協定の目的）

本協定は、大町市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、大町市が地域住民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ大町市の行政機能の低下を軽減させるため、大町市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第 2 条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は、大町市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、大町市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、大町市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 大町市が、市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 大町市が、市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 大町市が、災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 大町市が、市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 大町市が、市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 大町市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第 1 項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、大町市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第 3 条（費用）

前条に基づく大町市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、大町市から提供を受ける情報について、大町市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、大町市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、大町市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、大町市とヤフー両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

令和元年 5 月 27 日

大町市：長野県大町市大町 3887 番地
長野県大町市 大町市
市長 牛越 徹 長之印

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健 太 郎



資料 3 - 1 0

災害時における相互協力に関する協定書

大町市(以下「甲」という。)と、東日本電信電話株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における相互連携・協力に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、甲の管轄する区域(以下「大町市区域」という。)で地震、洪水、雪害等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれが具体的に切迫している場合(以下「災害時」という。)に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

(災害時の連絡体制の確立)

第2条 甲及び乙は、大町市区域における災害時には連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上決定することとする。

(災害時の相互協力)

第3条 甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に定める事項について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

(1) 甲の救援活動に必要な拠点への電気通信設備の提供

(2) 乙の災害復旧に必要な道路通行のための、倒木処理、道路除雪等道路啓開処置

(3) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要な認められる事項

2 甲は、前項第1号の拠点についてあらかじめ定めておくものとし、乙に対して周知連絡する。

(電気通信設備保護のための事前伐採)

第4条 乙は、災害時に支障となり得る樹木の事前伐採について、その位置や範囲を甲に周知連絡するとともに、事前伐採の実施に対する協議を行うものとする。

2 甲は、前項により連絡を受けた事前伐採の具体的な実施にあたり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

(災害時における敷地及び施設の提供)

第5条 甲は、甲が管理する公園等の敷地及び施設において、災害時の復旧活動に必要な乙の車両や機材等を設置するスペースを乙に対して無償で提供することに合意するものとする。

(秘密の保持)

第6条 本協定において秘密情報とは、甲及び乙が第1条に定める目的の遂行のために相手方に開示する技術上又はその他の業務上の秘密性を有する一切の情報(個人情報を含む。以下、「秘密情報」という。)を意味するものとする。

2 秘密情報は、書面で開示される場合には、当該書面に秘密である旨を明示して受領者に開示されるものとし、口頭で開示される場合には、開示者が、開示時点で秘密情報である旨を明確に示すものとする。

3 甲及び乙は、秘密情報を相手方の書面による同意を得ることなく、外部に公表しないものとする。ただし、司法機関及び行政機関からの法的手続に基づく請求のある場合、法律上秘密保持義務を負う特定人に開示する場合には適用されないものとする。

4 甲及び乙は、秘密情報を自己の保有する同種の秘密情報に対する注意義務と同程度の注意義務をもって取扱い、厳重に管理するとともに、本協定の目的以外には使用しないものとする。

5 前項までの規定にかかわらず、次に掲げる情報は、守秘義務を負う機密情報として扱わないものとする。

(1) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報

(2) 情報の開示前に相手方が既に保有していた情報

6 本条の規定は、本協定の期間満了後又は解除後も存続するものとする。

(連絡責任者)

第7条 本協定を円滑に遂行するため、甲乙それぞれ連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するものとする。

(安全管理)

第8条 本協定の実施にあたっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第9条 損害賠償については、次のとおりとする。

(1) 甲または乙が故意又は過失により相手方の施設等を損傷した場合、民法の定めに従い損害賠償をするものとする。

(2) 甲または乙が本協定に基づき自己の責に帰する事由で第三者に危害、損傷等を与えた場合、当該当事者が賠償するものとする。

2 前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上解決にあたる。

(協定の期間及び更新)

第10条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも、更新しない旨の申出が書面によってなされないときは、本協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第11条 本協定を解除しようとする場合は、解除しようとする日の1か月前までに相手方に対して書面を以って申し出なければならない。

2 甲又は乙は、前項の規定による解除に係るいかなる責任も負わない。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 2年 7月 10日

甲 長野県大町市大町3887

大町市長

牛越 徹



乙 長野県長野市新田町1137-5

東日本電信電話株式会社

長野支店長

榎本 佳一

